# 雇用保険事務手続きの手引き

### あなたの事業所の番号





厚生労働省職業安定局雇用保険課 兵庫労働局職業安定部職業安定課 ハローワーク(公共職業安定所)

# はじめに

#### 本冊子の目的

雇用保険制度は事業主の行う届出・申告などを前提にして運営され、事業主の方は新たに従業員を雇い入れたとき、従業員が離職したとき、あるいは、事業所を設置するときなどには、それぞれ所定の届出書によって公共職業安定所に届け出なければならないことになっています。

また、その給付に要する財源を労使の負担する労働保険料と国庫の支出により賄っており、労働保険料の申告・納付は、 事業主の方が行うこととされています。したがって、雇用保険制度の具体的な手続きなどを事業主の方をはじめ関係する 方々に理解していただき、適正な届出をしていただくことは本制度の円滑な運営にとって必要なことになります。

本冊子は様々な届出・手続きを実務的に出来るだけわかりやすくまとめたものとなっておりますので、お手続きの際に 活用していただき、皆様方のご理解の一助となることを願っております。

#### 労働保険とは

**雇用保険と労災保険(労働者災害補償保険)を総称**したもので、労働者を雇用する事業が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は保険者(政府)に保険料を納付する義務を負い、被保険者(労働者)は保険事故(失業、業務災害、通勤災害)が生じた場合に、保険者に対して保険給付を請求する権利を持つという継続的な法律関係になっています。

雇用保険の手続き・・・・事業所を管轄する公共職業安定所

労災保険の手続き・・・・・事業所を管轄する労働基準監督署または労働局

#### 雇用保険とは・・・

雇用保険制度は、次の主要事業を行うなど雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

- ①労働者が失業した場合に次の就職までの一定の間、生活の安定を図って就職活動を容易にするため 「求職者給付」を行う。
- ②失業者の再就職の促進を図るため「就職促進給付」を行う。
- ③労働者の雇用の継続を図るため「雇用継続給付」を行う。
- ④労働者の能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため「教育訓練給付」を行う。
- ⑤労働者の雇用の安定、能力の開発等を図るため「雇用保険二事業」を行う。

#### 労災保険とは・・・

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた 労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い被災者・遺族を援護するものです。

#### 雇用保険手続の届出に必ず法人番号及びマイナンバーの記載をお願いします

法人番号が必要な届出については、法人番号の記載をお願いします。マイナンバーの記載が必要な申請・届出のほか、まだハローワークにマイナンバーの届出がない被保険者に係る各種申請・届出の際に、マイナンバーの届出をお願いします。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html

マイナンバー制度(雇用保険関係)

検索

## 雇用保険手続は電子申請 (e-gov) が便利です

- ◆24 時間 365 日いつでも申請可能な電子申請をぜひご利用ください。
- ◆電子申請なら、オフィスや出先の PC などどこからでも申請ができます。
- ◆移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- ◆無料で取得可能な G ビズ ID (※1) と届書作成プログラム (※2) を利用すれば、電子申請に費用はかかりません。
  - (※1) G ビズ ID とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
  - (※2) 届書作成プログラムとは、届書を簡易に作成・申請できるプログラムで、日本年金機構のホームページから<u>無料で</u> ダウンロードすることができます。

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/index.html	電子申請(厚生労働省)	検索
https://gbiz-id.go.jp/top/	GビズID	検索
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/program.html	日本年金機構 電子申請	検索

# 目 次

第1章	<b>プローワーク(公共職業安定所)からのお願い</b>	
1	ハローワークの窓口の利用について	1
2	届出書類の記載方法などの注意事項	1
3	ハローワークからお渡しした届出書類等の保管	2
4	不正受給について	3
5	審査請求について	5
6	雇用関係助成金について	5
7	電子申請について	6
第2章	章 雇用保険の適用について	
1	適用事業とは	8
2	暫定任意適用事業とは	8
3	適用の単位	8
4	労働保険の適用のしくみ	8
第3章	章 適用事業所についての諸手続	
1	事業所を新たに設置したとき	9
2	事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき	15
3	事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき	18
4	労働保険料の申告・納付に関係する事務をまとめて処理したいとき	21
5	事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき	23
6	施設が適用事業所にあたらないとき	24
7	事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの	25
0	適用事業所についての諸手続に関するQ&A	27
第4章	章 労働保険料のしくみ	
1	保険料の種類	29
2	保険率と労働保険料の計算方法	29
3	一般拠出金について	31
4	概算保険料の申告と納付(一般保険料の場合)	31
5	確定保険料の申告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
6	年度更新と納付手続	31
7	概算保険料の延納(分割納付)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
8	保険料の負担	32
9	追徴金等の賦課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

第5	章 労働保険事務組合について	
1	労働保険事務組合とは	33
2	労働保険事務組合に委託した場合のメリット	33
3	労働保険事務組合に委託することができる事業主は	33
4	労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は	33
5	労働保険事務組合への委託料は	33
6	労働保険事務組合への委託手続は	33
第6	章 被保険者について	
1	被保険者の範囲	34
2	被保険者の種類	34
3	被保険者とならない者(適用除外)	35
4	「31 日以上の雇用見込み」に関する具体例	36
0	被保険者に関するQ&A	39
0	被保険者に関する具体例	40
第7	章 被保険者についての諸手続	
1	被保険者となる労働者を新たに雇用したとき	43
2	離職等により被保険者でなくなったとき	49
3	昭和 56 年 7 月以前から被保険者となっている方の届出について	69
4	被保険者が転勤したとき	70
5	被保険者が氏名を変更したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
6	被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員でなくなったとき	72
7	被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの	73
8	マルチジョブホルダーの手続き	75
9	資格取得届や資格喪失届等の提出後に内容を訂正する場合	76
0	被保険者に関する諸手続Q&A	79
第8	章 賃金について	
1	雇用保険法上の賃金とは	83
2	労働保険料の算定となる賃金とは	83
3	離職証明書等に記載できる賃金とは	83
4	賃金の範囲に算入される現物給与とは	84
5	賃金と解されるものと、解されないものの具体例	85
参	考 1 失業等給付について	86
	1 求職者給付	87
	2 就職促進給付	93
	3 教育訓練給付	94
参	考2 日雇労働被保険者の給付について	97
	1 雇用保険の適用を受ける日雇労働者とは	97

2 日雇労働被保険者を雇い入れた場合の手続は......97

第9章	雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・介護休業給付)及び育児休業等給付受給のための手続について	
1	事業主の皆様にお願いします!	99
2	必ず本人にお渡しください!	99
3	賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか?	99
第10	章 育児休業等給付について	
1	育児休業等給付とは	100
2	育児休業等給付の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
3	出生時育児休業給付金について	103
4	育児休業給付金について	110
5	出生後休業支援給付金について	127
6	育児時短就業給付金について	136
7	その他	146
8	支給申請書等の記載例について	147
0	育児休業等給付に関するQ&A	163
第11	章 介護休業給付について	
1	介護休業給付とは	171
2	介護休業給付の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	171
3	介護休業給付金について	172
4	その他	179
5	支給申請書等の記載例について	180
0	介護休業給付に関するQ&A	184
第12	章 高年齢雇用継続給付について	
1	高年齢雇用継続給付とは	186
2	高年齢雇用継続給付の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	187
3	高年齢雇用継続基本給付金について	189
4	高年齢再就職給付金について	200
5	離職等により被保険者資格を喪失したとき	203
6	年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について	204
7	その他	205
8	支給申請書等の記載例及び通知例について	206
0	高年齢雇用継続給付に関するQ&A	217
0	「支給率早見表」と「支給額早見表」(令和7年4月1日以降に受給資格を満たす方)	221
0	「支給率早見表」と「支給額早見表」(令和7年3月31日以前に受給資格を満たす方)	222
付録		
1	職業分類の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	223
2	産業分類表	224
3	一	
4	各種参考様式等	